

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

過去の不倫相手のご主人から、 慰謝料請求が来たのですが…

恥ずかしい話なのですが、この度弁護士から、こんな内容証明が来ました。300万円を支払えとあります。

そこにも書いてあるように、私はその本人の奥さんと4年ほど前、いわゆる不倫関係にありました。私の職場に彼女が非常勤で来ていて、みんなで飲んだりするうちに気が合い、ついつい男女関係になりました。彼女はその後勤め先を変えたのですが、携帯やメールでやり取りし、関係は続きました。

私も妻がいるので、お互いにとっても気を付けていたのですが、1年経った頃、ご主人にばれてしまい、すべて白状したと彼女から

聞きました。驚いて、未練はありませんでしたが、以後きっぱりと関係を断りました。携帯などの個人情報もすべて消しました。

ご主人から慰謝料請求が来るのではないかと、そうしたら妻にもばれてしまうとおびえていたのですが、それはなく、無事に3年が経ちました。慰謝料請求の時効は3年と聞いたことが

あり、内心ほっと胸をなで下ろしていたのですが、1年後にこの請求です。

なんでも、私との不倫が原因で夫婦仲が冷え切り、結局1年前に離婚になった、その慰謝料が300万円だと。これはどういうことなのでしょう？慰謝料の時効3年は間違っているのですか？

最近の最高裁の判決を見ると、 応じる必要はないと思います。

慰謝料請求権の時効はおっしゃる通り、3年です（民法724条）。

夫婦は互いに貞節義務を負うので、不貞行為をした配偶者は相手と共に共同不法行為者ということとなります。つまり、不貞行為をされた者は、両方に慰謝料を請求してもよいし（この場合は当然ながら離婚が前提でしょう）、配偶者にはせずに相手にだけ請求してもよいのです。

ただ、紛らわしいのですが、離婚の際によく慰謝料と言っているのは、不貞行為や暴行や精神的虐待その他、個々の不法行為への慰謝料ではなく、それらをされたことよって離婚せざるを得なくなったという精神的損害に対する賠償金なのです。その請求の起算点は不貞行為時ではなく離婚時ということになるので、この書面にある離婚慰謝料の時効はまだ1年が経っただけということです。

おそらくこのご主人は離婚の際に、妻の不貞によって夫婦の信頼関係が決定的に損なわれてしまい、関係修復ができず、そ

の結果離婚に至ったということ、妻から離婚慰謝料をもらったのではないかと思います。なので、共同不法行為者であったご相談者に対しても請求をということではないかと推察します。

ただ、どうなのでしょう。300万円が高い（普通、せいぜい200万円でしょう）ということを別にしても、不貞行為の慰謝料ではなく、当の配偶者ではない相手にまで離婚慰謝料の請求ができるのかと言うと、なんとなくしっくりきません。浮気をされても夫婦関係を続けていく例は世間によくあることだし、要はその夫婦の根本的な

関係次第だと思うからです。つまり、この不倫関係がなければ離婚はなかったとの因果関係は、ご相談者があえてこちらの夫婦関係を壊してやろうとの意図をもっていただければ別ですが、でなければ成り立たないでしょう。

この点見解が分かれていますが、最近最高裁で否定の判例が出ました。ですので堂々と、応じない旨の書面を出しますよ。それでも裁判を起さなければ受けて立たざるを得ませんが、負けないと思います。ただそういった場合、奥さまに知られることは、残念ですが覚悟をしてください。

